

基金だより

Vol. 60

平成18年5月25日

発行／東日本硝子業厚生年金基金

● CONTENTS

特集	年金を受ける前にしておきたいこと	6
事業状況	平成18年度事業計画及び予算のお知らせ	1
	基金規約の一部変更	2
解説	報酬算定基礎日数の変更	5
事業統計	主要事業事項の傾向・年金資産額と運用利回り	8

平成18年度事業計画及び予算のお知らせ

平成18年度の事業計画及び予算は、去る2月7日に開催された第86回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

予算の内容は3～4頁に掲載しております。

第86回代議員会審議事項

報告事項

報告第1号 年金事業の実施状況

- 1.掛金率の引上げ
- 2.給付水準の引下げ・給付減額
- 3.年金資産運用の見直し

報告第2号 保養所の売却状況

報告第3号 ポータビリティに係る事業主依頼

報告第4号 理事長専決処分

議案事項

議案第1号 平成18年度予算

議案第2号 財政の健全化計画

議案第3号 諸規程の変更

財政の健全化計画・諸規程の変更議案も議決

規約変更の認可に際し、厚生労働大臣から要請のあった健全化計画の策定については、平成20年度に代行部分の支給に必要な積立水準が確保でき、平成24年度には基金の給付を保全するために必要な積立水準が確保できると推計されました。

したがって、これをもって健全化計画書の提出を行うことについて議決されました。また、ポータビリティの実施に関し、会計関係様式の変更や中途脱退者の定義づけ等が必要とされた規約・規程の変更についても議決がなされています。

平成18年度事業計画

厚生年金基金の事業運営については、年金制度改革による財政中立化の実現や資産運用環境の改善によるマイナス運用からの脱却などにより、その環境は明るくなってきた感があります。しかし、当基金の年金財政は、多大な不足金を抱えるとともに、成熟度の高騰や加入員数の減少などにより、財政負担は限界状況にあり、給付減額の実施及び財政の中立化以降においても、

なお厳しいものがあります。

このようなことから、平成16年の年金制度改革事項を含め、固定的な業務の円滑・適正な処理に努めるとともに、事業実施内容の分析・改善に心がけることはもとより、特に年金資産の運用にあたっては、常により効率的な運用が図られるよう十分に配慮し、財政の健全化に資することとします。

重点事項

- 1.年金制度改革事項の円滑な実施並びに今後の施行事項への適切な対応
- 2.年金資産の効率的運用

基金規約の一部変更

規約新旧対照表

新	旧
<p>第2章 代議員及び代議員会 第1節 代議員</p> <p>(定数) 第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、30人とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。</p> <p>(役員の数及び選任) 第27条 理事の定数は14人とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2～3(略)</p> <p>附則 この規約は、認可の日から施行し、次の総選挙から適用する。</p>	<p>第2章 代議員及び代議員会 第1節 代議員</p> <p>(定数) 第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、34人とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。</p> <p>(役員の数及び選任) 第27条 理事の定数は16人とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2～3(略)</p>

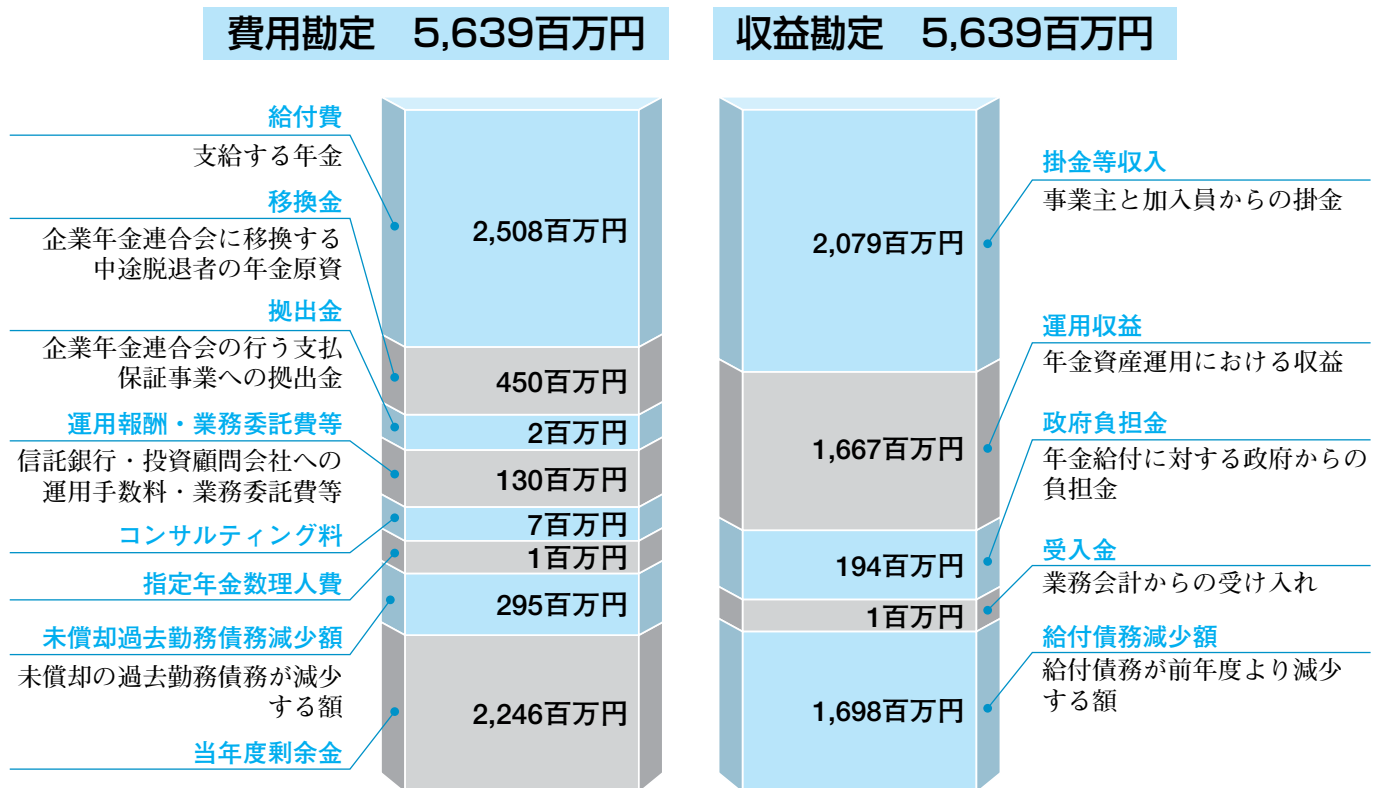
新	旧
<p>第7章 連合会移換者</p> <p>(退職年金の支給義務の移転) 第54条 この基金は、加入員であった者の退職年金の支給に関する義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転することができる。この場合において、退職年金に関する支払期月は、第47条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。</p> <p>2 前項の退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する退職年金の支給義務は、加入員の資格を喪失した日から起算して、3月を経過した日の属する月内に行うものとする。</p> <p>(連合会移換者) 第55条 前条第1項の規定により退職年金の支給に関する義務を移転する者（以下「連合会移換者」という。）は、加入員期間が10年未満である者であって、加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したものをいう。ただし、加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する退職年金の受給権を有する者を除く。</p> <p>第56条 削除</p> <p>(現価相当額の交付等) 第57条 この基金は、第54条の規定により、退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該連合会移換者に係る当該退職年金の現価相当額を連合会に交付する。</p> <p>2 前項に規定する現価相当額の計算については、基金令第52条の定めるところによる。</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。</p> <p>(支給義務の承継に関する経過措置) 第2条 平成17年10月1日前の中途脱退者が、同日前に再びこの基金の加入員となった者については、なお従前の例による。</p>	<p>第7章 中途脱退者</p> <p>(退職年金の支給義務の移転) 第54条 この基金は、中途脱退者の加入員であった期間に係る退職年金の支給に関する義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転する。この場合において、退職年金に関する支払期月は、第47条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。</p> <p>2 中途脱退者の退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。</p> <p>(中途脱退者) 第55条 前条の中途脱退者とは、加入員期間が10年未満である者であって、加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したものをいう。ただし、加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する退職年金の受給権を有する者を除く。</p> <p>(支給義務の承継) 第56条 中途脱退者が、再びこの基金の加入員となったときは、この基金は、連合会からその者に係る退職年金の支給に関する義務を承継する。</p> <p>(現価相当額の交付等) 第57条 この基金は、第54条の規定により、退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該中途脱退者に係る当該退職年金の現価相当額を連合会に交付する。</p> <p>2 この基金は、前条の規定により、退職年金の支給に関する義務を連合会から承継する場合には、当該中途脱退者に係る当該退職年金の現価相当額の交付を連合会に請求する。</p> <p>3 前2項に規定する現価相当額の計算については、基金令第52条の定めるところによる。</p>

年金経理

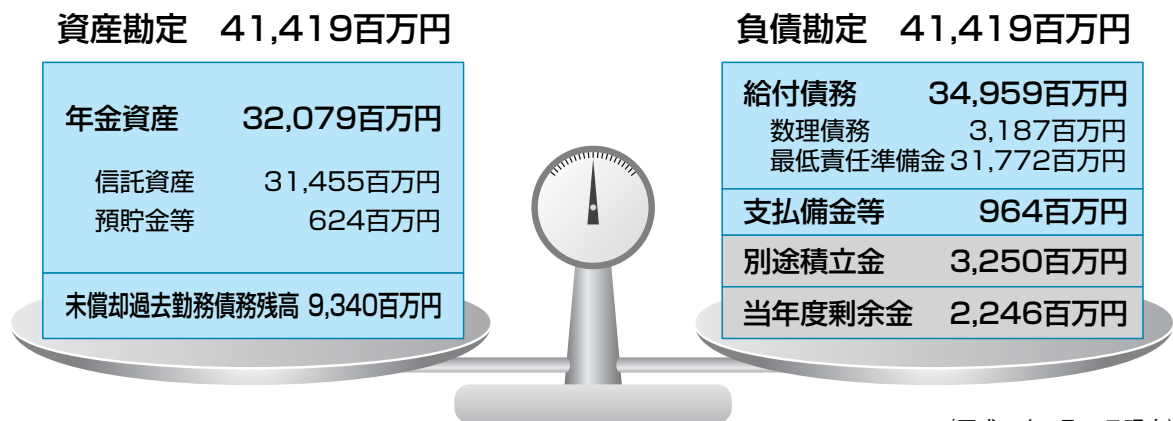
年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

●平成18年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）



●資産と負債の状況（予定貸借対照表）



（平成19年3月31日現在）

平成17年度・主要事業概況（平成18年3月末）

事業所数 (件)	加入員数 (人)	平均標準給与月額 (円)	受給者数 (人)	平均年金額 (円)	慶弔金 (件/万円)	保養所利用者数 (人)
248事業所	男子 5,444人	男子 344,767円	5,620人	454,369円	87件141万円	3,266人
	女子 2,302人	女子 226,570円				
	計 7,746人	計 309,640円				

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 64,135千円	掛金収入 90,202千円
代議員会費 2,387千円	
機械処理経費 7,500千円	
繰入金 10,227千円	
雑支出 4,446千円	
当年度剰余金 2,207千円	雑収入 700千円
合計 90,902千円	合計 90,902千円

予定貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
預貯金 67,852千円	預り金 85千円
未収事務費掛金 8,988千円	引当金 26,771千円
未収金 800千円	繰越剰余金 68,777千円
有価証券 20,000千円	当年度剰余金 2,207千円
前払金 200千円	
合計 97,840千円	合計 97,840千円

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 43,718千円	受入金 10,000千円
福祉給付金 2,700千円	
雑支出 199,395千円	基本金戻入金 368,525千円
当年度剰余金 132,912千円	受取利息及び配当収入 200千円
合計 378,725千円	合計 378,725千円

予定貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
預貯金 134,188千円	引当金 48,352千円
未収福祉施設掛金 76千円	基本金 683,754千円
有価証券 371,191千円	
固定資産 226,651千円	
合計 732,106千円	合計 732,106千円

資産運用状況報告 (速報)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

	期末時価資産額	評価損益額	修正総合利回り
信託銀行 (5行)	2,310,199万円	311,184万円	13.47%
投資顧問会社 (5社)	1,211,612万円	344,955万円	32.94%
合計	3,521,811万円	656,139万円	19.47%

■報酬算定基礎日数の変更

平成16年の年金改正法により、平成18年度から標準報酬月額を決定する場合の給与の支払基礎日数についての変更が実施されます。

厚生年金では、保険料や給付額を算出する基礎として標準報酬制を採用しています。給与月額に基づく標準報酬月額は、毎年4・5・6月の給与の平均額をもとに決定（定時決定）されます。

定時決定による標準報酬月額は、原則としてその年の9月から1年間適用されます。ただし、昇降給などによって給与月額に変動があり、2等級以上の標準報酬の変動があった場合は、変動後の3ヵ月の平均給与によって標準報酬月額の見直し（随時改定）が行われます。

変更内容

1 支払基礎日数の変更（20日→17日）

定時決定も随時改定も、現在は、3ヵ月の給与の支払基礎日数が「20日以上」ある場合に決定や改定が行われています。しかし、週休2日制の普及などを勘案し、この「20日以上」が「17日以上」に変更されました。

2 実施時期（平成18年7月）

支払基礎日数の「17日以上」への変更は、平成18年の7月から適用されます。このため、今年以降の

定時決定や随時改定では、従来対象とならなかった17日～19日の支払基礎日数の月の給与が対象とされることとなりました。

なお、定時決定では、17日未満の月がある場合はその月を除いて標準報酬月額が決定されますが、随時改定の場合は、3ヵ月のうちに17日未満の月があると随時改定そのものが行われないこととなっています。

■当基金の算定基礎届等の提出について

当基金における算定基礎届の提出にあたっては、手書きもしくは自社等のコンピュータ、パソコンにて作成していただいておりますが、従前より事業所での事務軽減を図るため、手書きにて算定基礎届を作成される事業所に対し、氏名・生年月日・現在の等級などが印字済みの用紙を配布しています。

また、基本情報（加入員番号・氏名・生年月日等）を登録したフロッピー・ディスクを配付し、給与データを入力していただいたエクセルを当方に提出いただければ、紙ベースもしくは社会保険事務所・健康保険組合に提出するフロッピー・ディスクを作成しています。

みんなで育てよう私たちの基金

少子高齢化社会を迎え、厚生年金保険を補完する厚生年金基金の役割は一層重要なものとなっています。厚生年金基金は規模が大きくなるほどスケールメリットが活かされ、給付の充実や福祉施設事業の拡大を可能にします。皆さんのお仲間で、まだ基金に加入していない会社がございましたら、ご説明に参りますのでよろしくお願ひします。



年金を受ける前にしておきたいこと



年金加入記録の確認や年金見込額の試算をする

社会保険庁ホームページの活用

- 社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

「年金見込額試算」

50歳になると、社会保険庁ホームページの「年金見込額試算」が利用できます。この「年金見込額試算」では、社会保険庁が実際に管理している個人記録に基づいて計算が行われます。試算結果は郵送されますが、届くまでに1カ月程度かかることがあります。

また、社会保険庁ホームページの電子申請による「年金加入記録照会・年金見込額試算」では、インターネットを利用し電子文書をダウンロードすることで試算結果等を確認できます。回答は1週間程度で得ることができますが、申請用プログラムの準備や公的個人認証サービス等が発行する電子証明書の取得が必要となります。

「年金個人情報提供サービス」

社会保険庁のホームページ上で公的年金の加入記録を即時に確認できる「年金個人情報提供サービス」がスタートしました。このサービスの利用には、まず自分の基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、住所などをあらかじめホームページ上で登録する必要があります。これらの情報が社会保険業務センターで管理している情報と一致した場合、登録の住所地に自分のIDとパスワードが送付されます。このIDとパスワードを入力することで、必要なときに年金加入記録の確認を行うことができます。

「年金加入記録のお知らせ」 「年金見込額のお知らせ」の送付

年金受給が近づく58歳になると、その翌々月に「年金加入記録のお知らせ」が社会保険庁から送付されます。「年金加入記録のお知らせ」を受け取った人のうち、公的年金制度に一定の加入期間がある人（老齢基礎年金の受給資格がある人）については希望すれば「年金見込額のお知らせ」が送付されます。

「年金加入記録のお知らせ」

自分の国民年金・厚生年金保険・船員保険などの加入記録が記載されています。これらの記録が確認できた場合は、同封の「確認はがき」に必要事項を記入のうえ返送します。記載されていない加入記録がある場合などは、必要事項を記入した「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送します。社会保険業務センターで送付された内容を調査し、2～3ヵ月後に調査結果が通知されます。

「年金見込額のお知らせ」

「年金見込額のお知らせ」は、国民年金や厚生年金保険に加入中の人については、その最終の記録と同条件で60歳まで加入していたものとして年金見込額が試算されます。そのため、その後の加入状況等によっては、実際受ける年金額と異なる場合もあります。なお、この「年金見込額のお知らせ」には、厚生年金基金に加入していた期間の老齢厚生年金（代行部分）は含まれていませんのでご注意ください。

これまで自分の年金見込額や年金加入記録を確認するためには、社会保険事務所等を訪れる必要がありました。サービス改善の取り組みにより、ホームページの利用や送付サービスなどでこれらの確認が行いやすくなっています。年金見込額の事前確認は将来設計に役立ち、年金加入記録の確認は裁定請求の手続きをより確実なものにします。年金を受ける前に、これらのサービスを利用して準備を整えておきましょう。

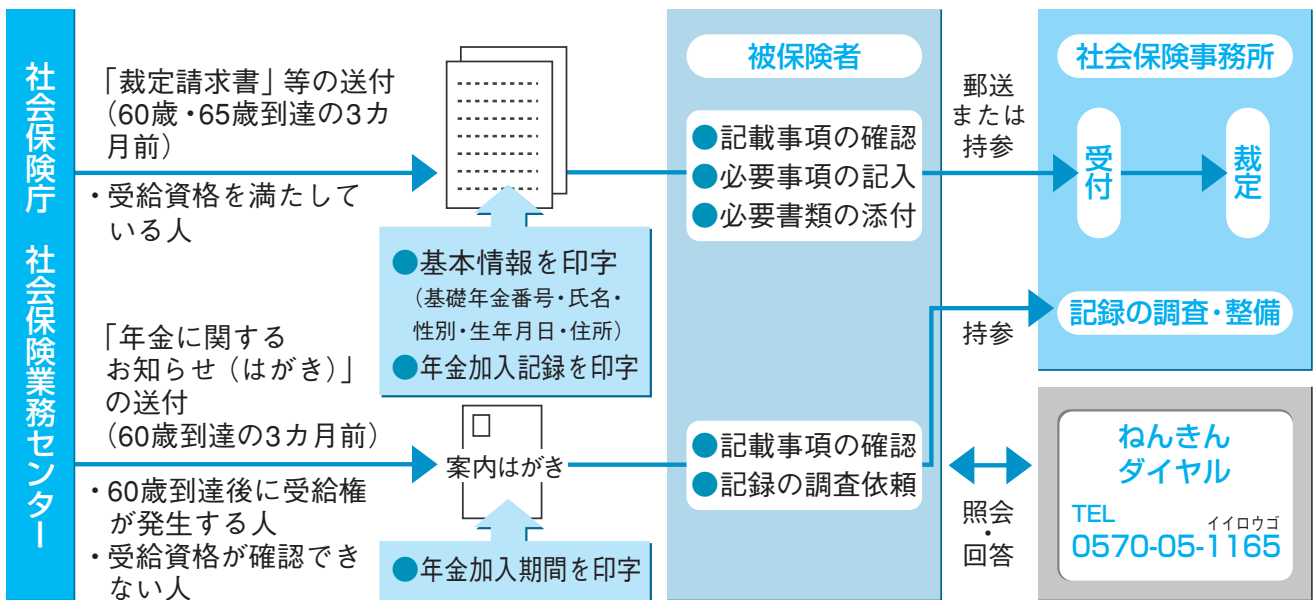
裁定請求の前にもう一度年金加入記録などの確認をする

「裁定請求書（ターンアラウンド用）」の事前送付

年金を請求する人の利便性の向上と裁定請求もれを防ぐため、平成17年10月より「裁定請求書（ターンアラウンド用）」の事前送付が始まっています。「裁定請求書（ターンアラウンド用）」は、年金の支給開始年齢の到達3カ月前に送付され、社会保険庁が管理している年金加入記録や基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所等があらかじめ印字されています。

ただし、60歳到達後に受給権が発生する人などには「年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）」、年金を受けるために必要な加入期間を確認できない人には「年金に関するお知らせ（年金加入期間の確認について）」がそれぞれ送付され「裁定請求書（ターンアラウンド用）」は送付されません。

「裁定請求書」の事前送付の概要



年金についてのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

社会保険庁の「ねんきんダイヤル」は、裁定請求の手続き等の年金についての問い合わせに答える電話サービスです。全国どこからでも市内通話料金で利用することができます。

※PHSやIP電話などからは利用できません。

年金請求などの年金相談

TEL 0570-05-1165 イイロウゴ

年金を受けている人の年金相談

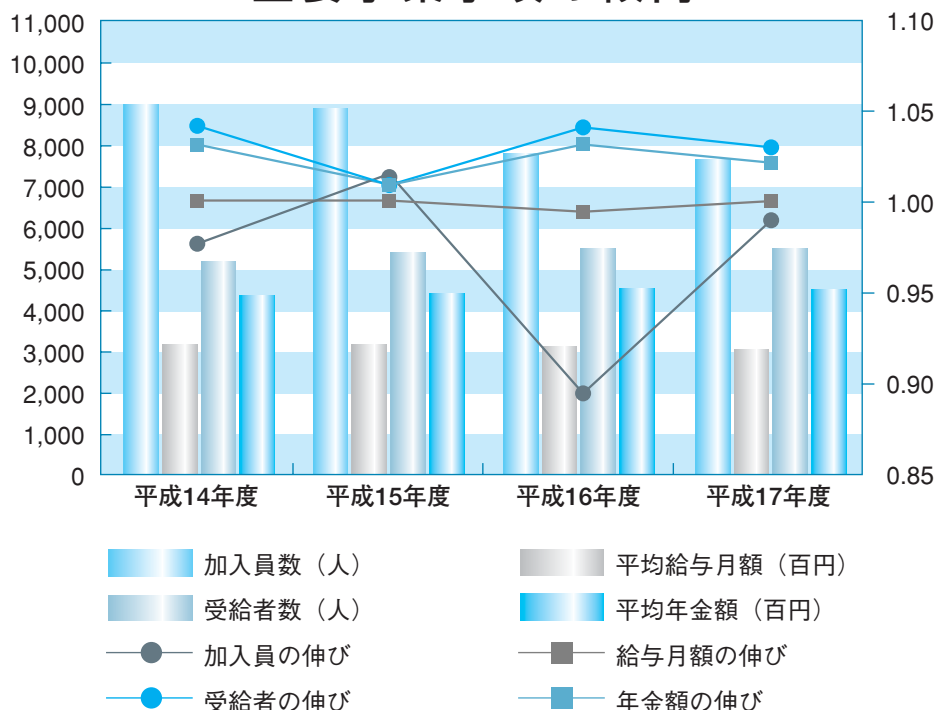
TEL 0570-07-1165 イイロウゴ

受付時間 AM8:30～PM5:00（土・日・祝日を除く）

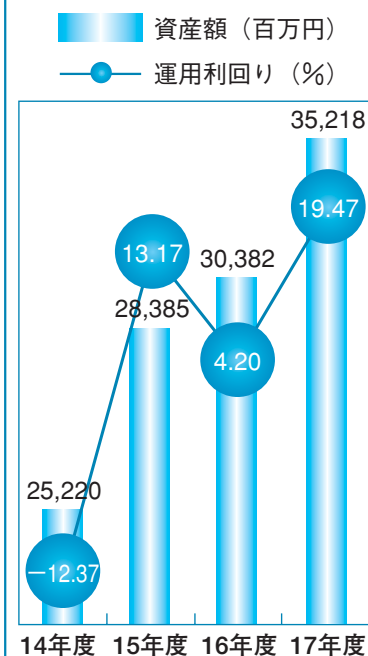
事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、加入員数の減少により、さらに成熟度が上昇

主要事業事項の傾向



年金資産額と運用利回り

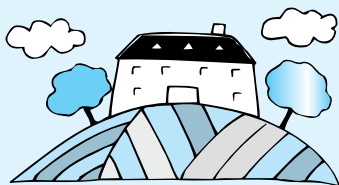


箱根「みやぎの山荘」

閉鎖のお知らせ

加入員及び年金受給者の皆様に長らくご愛顧いただいた、当基金の直営保養施設・箱根「みやぎの山荘」が、平成18年3月末をもって閉鎖しました。これまでご利用いただき、誠にありがとうございました。

閉鎖後は、土地・建物ともに売却することが決定され、先般、個人の方から買取申出があり、平成18年6月28日までに引渡しが見込まれます。



「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファックス、手紙、
当基金ホームページ等によりご利用ください。
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
E-mail info@glskkn.com

ガラス基金ホームページ

アクセスは

<http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 当基金の事業内容、予算、決算
- 年金相談 (24時間受付)

etc

